

(改正案)

## 設楽ダム連続公開講座開催要綱

(趣旨)

第 1 条 設楽ダムに関する県民の理解を深める取組みの一つとして、様々な情報を広く県民に分かりやすく提供するため、設楽ダム連続公開講座（以下「公開講座」という。）を開催する。

(運営チームの設置)

第 2 条 公開講座は愛知県が開催することとし、そのために公開講座運営チーム（以下「運営チーム」という。）を設置する。

(構成)

第 3 条 運営チームは、知事が委嘱する別表の委員をもって構成する。

2 愛知県政策顧問のうち知事が指名する者は、運営チーム会議に出席し、意見を述べることができる。

**3 運営チームは、必要な専門家を運営チーム会議に参加を求め、助言を受けることができる。**

(リーダー等)

第 4 条 運営チームにリーダーを置く。

2 リーダーは、運営チームを主宰する。

3 リーダーに事故あるときは、委員の互選によりリーダー代理を選出する。

(所掌事務)

第 5 条 運営チームは、公開講座に関して次に掲げる事項を行う。

(1) 公開講座の通称の決定

(2) 日時、場所、回数等運営手法の検討及び決定

(3) 取上げるべきテーマ及び講師の選定

(4) 一般参加者の募集方法の検討及び決定

(5) 司会、コーディネーター等当日の運営の分担

(6) 広報宣伝方法の検討その他

(会議の公開等)

第 6 条 運営チームの会議については、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、運営チームが会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

(1) 愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）第 7 条に規定する不開示情報を含む場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 会議録の保存年限は、5 年とする。

(事務局)

第 7 条 事務局は、愛知県地域振興部土地水資源課に置く。

(雑則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、運営チームの運営に必要な事項は、リーダーが運営チームに諮って別に定める。

附 則

この要綱は平成 24 年 3 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 24 年 7 月 13 日から施行する。

附 則

この要綱は平成 24 年 7 月 日から施行する。

別 表

氏 名	職 名
◎戸 田 敏 行	愛知大学 地域政策学部 教授
井 上 隆 信	豊橋技術科学大学大学院 工学研究科 教授
蔵 治 光一郎	東京大学大学院農学生命科学研究科 附属演習林 生態水文学研究所長・准教授
富 永 晃 宏	名古屋工業大学大学院 工学研究科 教授
原 田 さとみ	タレント／エシカル・ペネロープ株式会社 代表取締役

◎ リーダー

愛知県政策顧問のうち知事が指名する者

小島 敏郎	青山学院大学国際政治経済学部教授 愛知県政策顧問
-------	-----------------------------

◎ 事務局（問い合わせ先）  
 愛知県地域振興部土地水資源課  
 水源地域対策グループ  
 〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号  
 電話 052-954-6122  
 FAX 052-961-3293  
 電子メール tochimizu@pref.aichi.lg.jp